

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議会議録

○日時

2021年11月30日(火) 午後1時から午後2時30分まで

○場所

愛知県自治センター12階 E会議室

○出席した委員(五十音順敬称略)

生田 京子 大東 憲二 中野 正樹 中村 貴之

(4名)

○参考人(敬称略)

高柳 伸次

(1名)

○事務局

愛知県都市・交通局都市基盤部長

竹澤 功

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長

小井手 秀人

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課担当課長

安藤 嘉雄

課長補佐

平岩 聡史

主事

上原 恭平

主事

新海 一馬

主事

古賀 祐輝

主事

稲垣 匡亮

1. 開会（事務局：小井手都市計画課長）

2. あいさつ

竹澤都市・交通局都市基盤部長

3. 委員紹介

各委員による自己紹介

4. 議題等

(1) 土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議の設置について

ア 説明

資料により、小井手都市計画課長が説明。

イ 質疑

質疑なし、異議なし

ウ 座長の選任

中村貴之委員が座長として選任

(2) 各都道府県における条例制定の状況について

(3) 県内市町村における条例制定の状況について

(4) 土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する条例（仮称）による規制のあり方について

ア 説明

資料により、平岩都市計画課課長補佐が説明

イ 質疑

（大東委員）

- ・資料2について、条例で規制するには、抑止力になる必要があるが、罰金100万円では抑止力にならないのではないかと。
- ・資料4について、盛土の構造基準がないことについて、構造基準を作るのはいいが、それを確認するシステムを作ることも必要。
- ・宅地造成等規制法は構造基準等もしっかりしている上に、施工検査もしっかりやっているため、これに匹敵するレベルでやってほしい。

- ・規制を設けること、管理することをセットにして条例を作ってほしい。

(中野委員)

- ・盛土について、規制とともに管理方法がより重要と考えている。
- ・資料2の他の都道府県の条例において、盛土と切土で規制の方法が分かれている(盛土は許可制、切土は認可・届出)。県も参考をしていると思うが、なぜなのかを調べた方がよい。
- ・切土について、長期間放っておくと、跡地が不安定な状態になってしまうこともあるので、切土した後の跡地は注視する必要がある。

(事務局：都市計画課)

- ・不適切な建設残土の盛土行為を規制するために許可制を採用した。
- ・他府県の規制状況を参考にして、盛土は許可制、切土は認可制を採用した。
- ・切土は砂利採取法や採石法も認可制を取っているように、採取自体は禁止されている行為ではないため認可制を取る。盛土は建設残土の投棄や土壌汚染の防止という観点から、行為自体を禁止する許可制を取ることとした。

(大東委員)

- ・他府県の採取に関する条例は施行年がかなり古い(1970年代)。
- ・土砂(資源)の採取をする権利はあるが、採取方法があまりに不適切(隣接地ぎりぎりまで掘削する行為等)である場合に規制をかける必要がある。
- ・盛土と切土はそもそも規制をかける発想が異なるため、条例の中でしっかり仕分けをして、盛土と切土それぞれのコンセプトをはっきりと示した方がよい(条例としては1つでよい)。

(生田委員)

- ・現行法規の規制対象になっているものは対象となるのか。
- ・現行法規の中でも、高さの基準は異なっているものがあるが、どこからが盛土、どこからが切土になるのか想定されているか。

(事務局：都市計画課)

- ・現在法令所管課へ条例を適用すべきか、基準等についても照会中である。

- ・現行法規で規制対象となっているものも条例等の対象となる可能性はある。

(事務局：都市計画課より、小池委員の意見紹介)

- ・採取跡地に盛土を行う場合について、申請と異なる行為が行われるおそれがあると思われる。
- ・採取跡地の整備について、採取方法等に関する基準の検討を進める必要がある。

(大東委員)

- ・土質について規制内容を分けている自治体はないか。

(事務局：都市計画課)

- ・そこまではまだ検討できていない。今後検討する。

(中野委員)

- ・資料4の適用除外の方向性において、災害復旧の応急措置について言及されているが、必要な規定である。
- ・土は資源となるため、規制の条例策定と同時に、県として発生する土砂等の利活用の取り組みを検討してはどうか（建設発生土のマッチング等）。そのような取り組みがあるのなら周知したほうがよい。

(5) 愛知県建設業協会からのヒアリング

ア 参考人の紹介

座長より、参考人である高柳氏の紹介があった。

イ 意見聴取

(高柳氏)

- ・懸念事項として、手続きが煩雑になり、重複し、長期化してしまうことが挙げられる。
- ・今回制定される条例が全ての手続きのベースとなり、他の手続きを兼ねることができ、市町村の条例整備に資するものになってくれればよいと思う。
- ・法の抜け道を防ぐような条例にしていきたい。

- ・適正に施工管理を行っている業者のハードルを上げるような手続きは望まない。
- ・災害が激甚化する傾向があるため、構造基準の見直しについても視野に入れてほしい。
- ・法制化につながるような取り組みもしてほしい。

ウ 質疑

(大東委員)

- ・土砂の搬入元は管理できているのか。

(高柳氏)

- ・試験表を確認し、汚染状況についても確認している。

(大東委員)

- ・土砂をストックできるような仕組みがあるとよい。
- ・どこの工事現場で発生した土砂で、どのようなものかが分かるようになるとよい。施工側も安心できるようになると思う。

(高柳氏)

- ・土がどこから来て、どのようなものかが分かると民間事業者も安心して事業活動ができる。

(大東委員)

- ・盛土するだけの行為と、何かを目的とした盛土では考え方が異なるのでは。

(高柳氏)

- ・建設業としては、何かを目的とした盛土を行うことが一般的である。ただし、残土処理や太陽光発電の事業も盛土のみを規制対象にしないと規制できないのでは。それぞれの行為について条例制定の考えはどうか。(質問)

(事務局：都市計画課)

- ・何かを目的とした盛土はあまり対象として意識しておらず、これまで規制

できていなかった、法規制がなかった盛土に対して規制をかけたいという思いがある。監視の目を届かせるために規制をかけるというイメージをもっている。

(高柳氏)

- ・埋立て行為の全体を網羅する形で規制し、個別の行為については個別法でカバーしていくという形ということで理解した。

(事務局：都市計画課)

- ・抑止力という点について、地方自治法という制約がある中で、罰金以外で何か考えられるか。(中村委員へ)
- ・国では建設業協会からのヒアリングで残土処分場がないという意見が出ていたが、愛知県内ではどうか。(高柳氏へ)

(中村委員)

- ・刑法犯であっても、法定されている罰金は高くない。罰金を受けることによる不名誉、許可取消し等その他の不利益が大きい。罰金としては、100万円は決して軽い罰金ではない。
- ・抑止力という点については、ずっと管理することは難しいため、どこかで検査を実施することが必要と思われる。

(高柳氏)

- ・民間工事については、土を出すことや入れることはコストがかかるため、基本的にはプラスマイナスゼロとして考える。自社の中で活用できないかを検討することが多い。
- ・土の利活用ができるしくみがあると最適な計画が立てられる。

(大東委員)

- ・残土処理だけを行う業者もいるため、そのような業者を規制する条例にしてほしい。適正に行っている業者が負担に感じるような条例ではいけない。

(生田委員)

- ・熱海では責任の所在が不明確だとされているが、今回条例を制定することでどの程度責任が明確化されるのか。

(中村委員)

- ・熱海については、行政指導に従わなかったことで災害が起きてしまった。
- ・条例が制定されれば、責任は明確になり、災害も防止できると考えている。

(事務局：都市計画課)

- ・現場に立入ができないという現状もあるため、条例制定によって災害の危険性を認識することもできる。
- ・土地の所有者の責務についても重要と考えている。
- ・事業者が災害防止の措置ができない場合の対応も懸念される。行政代執行を行うにも予算の制約があるため、事業者の経済基盤等を許可基準として検討していく必要がある。

(大東委員)

- ・土壤汚染対策法では、一義的には土地所有者に責任がある。土地の所有者は本来土地がどのように使用されるかを把握しておくべきである。条例制定の際には、もう少し土地所有者の責務を重くし、明確化してもらおうと抑止力につながると思われる。

(中村委員)

- ・罰金について補足しておくとして、100万円以下の罰金では軽いと考えられる事例については、懲役刑で起訴されることになる。

(大東委員)

- ・抑止力については、資格の剥奪や一時停止はかなり強い抑止力になると思われる。

5. 閉会（事務局：小井手都市計画課長）